

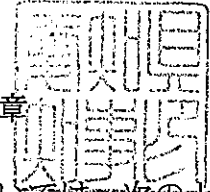


# 行政文書不開示決定通知書

5 文芸第 274-4 号  
令和 5 年 6 月 9 日

田中 智之 様

愛知県知事 犬 村 秀 章



令和 5 年 4 月 30 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により通知します。

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項 | 県民文化局術課国際芸術祭推進室調整・広報グループが管理する下記文書記<br>令和元年 5 月 8 日、あいちトリエンナーレ事務局次長判示忠明が、表現の不自由展・その後に交付した添付書類全部 |
| 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由       | 愛知県情報公開条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当<br>開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。                  |
| 担 当 課 等                           | 県民文化局文化部文化芸術課<br>国際芸術祭推進室調整・広報グループ<br>電話 052-971-6111  |

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 1 の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。